

市の相談窓口・問合せ先をお知らせします



市内事業者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧

対象	名称	内容 ※詳細および最新情報は各問合せ先へご確認ください	申込・問合せ先
支援金・給付金・助成金	休業協力・感染リスク低減支援金	道・釧路市合算で30万円 4月25日～5月15日までの期間、継続して休業等の感染リスクを軽減する取り組みを行った事業者に対して支給します。	北海道 休業協力・感染リスク低減支援金お問い合わせセンター ☎011-351-6469
	休業等支援金	釧路市から30万円 4月25日～5月6日までの期間、継続して休業等の感染リスクを軽減する取り組みを行った飲食店*に対して支給します。 *休業協力・感染リスク低減支援金の対象外事業者に限る。	釧路市 商業労政課 ☎31-4611
	経営持続化臨時特別支援金A	道から10万円 5月19日～31日までの期間、継続して休業等の感染リスクを軽減する取り組みを行った事業者に対して支給します。	北海道 経営持続化臨時特別支援金コールセンター☎011-350-7262
	経営持続化臨時特別支援金B	道から5万円 ひと月の売上げが前年同月比50%以上減少した事業者に対して持続化給付金に上乗せして支給します。	経済産業省 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 (給付要件、必要書類等の問い合わせ) サポート会場予約(会場番号「0119」) ☎0120-835-130 釧路市 商業労政課 ☎31-4611、31-4548
	持続化給付金	法人上限200万円 個人事業主上限100万円 ひと月の売上げが前年同月比50%以上減少した事業者に対して支給します。	経済産業省 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 (給付要件、必要書類等の問い合わせ) サポート会場予約(会場番号「0119」) ☎0120-835-130 釧路市 商業労政課 ☎31-4611、31-4548
前年比で売上げが半減した	持続化給付金	ひと月の売上げが前年同月比50%以上減少した事業者に対して支給します。	経済産業省 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 (給付要件、必要書類等の問い合わせ) サポート会場予約(会場番号「0119」) ☎0120-835-130 釧路市 商業労政課 ☎31-4611、31-4548
従業員に休業してもらった	雇用調整助成金	最大100% 一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部を助成します。	厚生労働省 ハローワークくしろ ☎41-1201 (43#)
融資・貸付	資金繰りを改善したい	無利子融資 当初3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	日本政策金融公庫 釧路支店 ☎43-2541 商工中金 釧路営業所 ☎42-0671
	新型コロナウイルス感染症対応資金	無利子融資 融資金額最大6,000万円。据置最大5年間。一定の要件を満たした場合に当初3年間の実質無利子・無担保および保証料の減免。	北海道 釧路総合振興局商工労働観光課 ☎43-9182
	税金の申告や納税が今は厳しい	申告期限等の延長 納税の猶予 市税・道税・国税について期限内に申告や納税ができない場合は、 申告期限の延長や納税の猶予 が適用される場合があります。	釧路市 市税：市役所納税課 ☎31-4517 北海道 道税：釧路総合振興局納税課 ☎43-9179 (自動車税) ☎43-9173 (その他の税) 国税局 国税：釧路税務署 ☎31-5100 (延長) ：札幌国税局猶予相談センター☎ 0120-291-675 (猶予)
社会保険料等が払えない	保険料等の納付猶予	厚生年金保険料、労働保険料等の 納付の猶予 が適用できる場合があります。	厚生労働省 厚生年金：釧路年金事務所厚生年金徴収課 ☎22-0116 労働保険：北海道労働局 ☎011-709-2311
補助金	小規模事業者持続化支援補助金	ネット販売やテレビ会議の導入といった事業継続の取り組みについて、国の小規模事業者持続化補助金の対象経費の一部を上乗せで 補助 します。	釧路市 産業推進室 ☎31-4550

新型コロナウイルス感染症に関連した、不当な差別や偏見をなくしましょう！

問合せ先 釧路地方法務局人権擁護課 (☎31-5014)

法務省の人権擁護機関では、差別やDV、虐待などのさまざまな人権問題について電話やインターネットで相談を受け付けています。また、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害にあった方からの人権相談も受け付けています。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

困ったときは、1人で悩まず、私たちに相談してください。

釧路人権擁護委員会・釧路地方法務局



<https://www.jinken.go.jp/kodomo>
(パソコン、スマートフォン共通)
下のQRコードを読み込んでください



【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

さまざまな人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

いじめ・虐待など子どもの人権問題に関する相談はこちら
子どもの人権110番 ☎0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

インターネットで人権相談を受け付けています

インターネット受付 [インターネット人権相談検索](https://www.jinken.go.jp/)
(パソコン、スマートフォン共通 ☎<https://www.jinken.go.jp/>)